

組合では現在、4月に理事会に提出した「2023年度春闘要求書」を軸に、大学・付属校の労働環境の改善に向けて理事会との交渉を続けています。本号では、NO.865（賃金に関する要求）、NO.866（付属中学・高校に関する要求）、NO.867（労働状況改善、管理・運営、教育・研究、有期雇用教員に関する要求）に引き続き、要求書の残りの内容をお知らせいたします。なお、下線を引いた箇所は2022年度春闘要求書からの主な変更箇所です。

また、これまでの交渉でいくつかの前進が見られましたので、現時点での交渉の結果を報告いたします。

## 2023年度春闘要求書（承前）

### 【VI. 福利厚生に関する要求】

- (1) 昨年度の要求（内閣府の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業による1回2,200円の割引券を利用できるように制度を整えるとともに、法人がベビーシッター利用者に対して1回2,800円を補助し、あわせて1回につき5,000円の利用補助を受けられるようにすること）に対して、利用補助の取得見込み者数を把握して対応策を講じることを検討するとの回答を得たが、取得見込み者数はどの程度か。また、現時点での検討状況はどのようになっているか。
- (2) 昨年度の要求（内閣府の高齢社会対策政策に基づき、介護のためのホームヘルパー利用に対して1日あたり7,000円の補助を行うこと）に対して、サービスの利用見込み者数を把握して対応策を講じることを検討するとの回答を得たが、取得見込み者数はどの程度か。また、現時点での検討状況はどのようになっているか。
- (3) 病院も含めて看護休暇・介護休暇を10日間の有休とすること。
- (4) 育児休業・介護休業に関する期間要件を撤廃すること。
- (5) 人間ドック補助費については、私学共済補助の上限引下げ（2021年度から）にともない、受診機関がどこであるかに関わらず自己負担が生じないように補助すること。
- (6) インフルエンザ予防接種補助額として 上限5,000円を支給すること。また、全部科校での補助の実施内容を一覧として示すこと。
- (7) 昨年度の要求（大学構内施設のバリアフリー化を進めること）に対して整備を進めている／進めていくとの回答を得たが、どのような整備を行い、検討しているかを、具体的に示されたい。

### 【VII. 私大助成、私学助成に関する要求】

組合の進める私大助成署名運動について積極的に展開すること。また、私学助成増額に関わる推進活動について以下の協力をすること。

- (1) 学生の保護者への署名用紙等の郵送活動に協力すること。
- (2) 学長の賛同文を寄せること。
- (3) 大学のホームページから署名用紙をダウンロードできるようにすること。

#### 【Ⅷ. 労使交渉に関する要求】

- (1) すべての団体交渉には必ず人事担当の常務理事の出席を強く要求する。
- (2) 組合支部と当該部科校当局との「支部団交」を認めること。
- (3) 労働者代表の選出方法やスケジュールについては各部科校において民主的な手続きが行われるよう考慮し、本部による一律的な強制や指導は行わないこと。また、各部科校で、使用者の強制や指導などが反映された非民主的な労働者代表の選出が行なわれ、それが判明した場合、理事会は民主的な労働者代表の選出を確保するための措置を各部科校に対して与えるよう強く要求する。
- (4) 団交がおこなわれている過程で、「春闘要求書」には記載されていないが各部科校の労働者に対して重大な不利益を与えるような喫緊の事案が生じた場合は、その事案を団体交渉の要求課題として認めること。
- (5) 日本大学教職員組合に加入していることを理由にして、(一)解雇・懲戒解雇、(二)配置転換、(三)賃金・昇進等の差別、(四)嫌がらせ、などの「不当労働行為」を禁止するよう強く要求する。
- (6) 教職員による「不当労働行為」の申し立てを理由に、各部科校がその者に対して不利益な取り扱いをしたことが判明した場合、理事会は直ちに当該教職員の正当な権利を回復するよう、各部科校に対して具体的な措置を取ることを要求する。
- (7) 団体交渉において組合に対する権利侵害及び不当な介入を行わないこと。

※「2023年度春闘要求書」の内容は以上です。

## 第2回～第5回団体交渉の結果について

この間、第2回(7月3日)、第3回(7月7日)、第4回(7月25日)、第5回(9月20日)の団体交渉が行われました。

第5回団体交渉において、2023年度一時金(賞与)について妥結しましたので、これまでの団体交渉の概要を、前進的な回答が得られたものを中心にまとめてお知らせいたします。

## **(1) 一時金について**

組合側要求は 6.58 カ月+38,500 円であったのに対し、理事会側一次回答は 6.50 カ月にとどまりました。これに対して組合は、第 2 回以降の団体交渉で、このところの物価上昇等が組合員の家計に与えている影響や、大学財政の改善傾向を指摘し、6.50 カ月では妥結できない旨、強く主張してきました。第 5 回団体交渉における理事会側第三次回答において、6.55 カ月が提示され、組合としては当初要求額とは差があるものの、交渉においては歩み寄りも必要と考えて、理事会側一次回答より 0.05 カ月積み増した 6.55 カ月で妥結しました。

## **(2) 高校の部活動顧問手当について**

同一の部活動に複数の顧問が関わった場合、各人が関わった時間数に応じて部活動顧問手当を支給すべきにもかかわらず、一部の付属高校で、時間数とは無関係に部活動顧問手当が支給されるようになっていたことについて、組合はこれを是正するよう要求し、当該部科校に本部から指導がなされ、実質的に 2023 年 7 月分から（手続きのスケジュール上、正式には 2023 年 8 月分から）時間数に応じて支給されることとなりました。

## **(3) 日本大学行動規範にかかる誓約書について**

日本大学行動規範を遵守し、遵守しなければ就業規則違反として懲戒処分の対象となることに同意する旨の誓約書を提出するよう、大学側が教職員に指示していた問題について、教職員組合はこのような誓約書の提出を強要することに反対してきました。誓約書の提出についてはいったん「中断」されていますが、撤廃はされていません。行動規範は理念を示したものであり、具体的な基準を示したものではないことから、行動規範に「違反」しているかどうかの解釈は多様です。こうした性格の行動規範を遵守する旨の誓約書は、多様な意見を封殺した一方的な不当処分にもつながりかねません。そこで組合は、誓約書が行動規範の趣旨そのものに反するという立場から、今後、誓約書の提出を求めることのないよう要求しました。この件についての本部・理事会の対応を現在検討中とのことで、組合としては引き続き、誓約書の提出を求めることのないよう、要求していきます。

## **(4) 大学教員の基準授業時間数について**

基準授業時間数は 10 時間 5 講義であり、これに加えて「可能な限り担当する」ものとされている他学部（大学院等を含む）における 2 時間 1 講義は強制ではないことが、改めて確認されました。

## **(5) 大学教員の配置数について**

2024 年度、2025 年度の教員配置計画については、7 月 7 日の理事会で承認された「大学等の教員配置計画策定に関する基本方針」において、法人としては「教員配置数の上限については設けない」ことになっていることが確認されました。ただし 2026 年度以降については、基幹教員制度の導入も含めて教員人事制度の見直しを検討するとのことでした。また、上限を設けないのはあくまでも法人としてであって、各学部では教員配置数の基準が設けられるとのことでした。各学部で教員配置数が切り下げられないよう、組合支部で注視していく必要があります。

## (6) 非常勤講師の5年ルールについて

2023年4月1日から、中高教員を対象として5年ルールが緩和されましたが、大学等の教員も含めて5年ルールそのものを撤廃する方針であることが確認されました。具体的には、日本大学非常勤講師規程を改正し、現行規程で「契約を更新しない事由」のひとつとされている「更新回数が4回を超えるとき」との規定（第5条第4項第1号）を削除する予定であることが確認されました。また、それに伴い、各部科校にて非常勤講師の任用及び更新等を判断する上での審査基準を定めた内規を作成し、毎年、審査を行うこととされています。このほか、「新規の非常勤講師を任用する場合には、原則、他大学において専任教員等の職についているなど研究基盤のある者を採用する」とした取扱いも廃止されることとなりました。以上の非常勤講師規程改正案について改正手続きが完了した場合、2024年4月1日から施行予定とのことです。

なお非常勤講師の採用・更新についての部科校の裁量が大きくなることから、各部科校で採用・更新基準が適切に運用されるよう、組合支部で注視していく必要があります。

無期雇用契約へ転換した非常勤講師は年度ごとに労働契約を締結しなおす必要がなくなりますが、改正案では、無期雇用非常勤講師についても毎年審査を行うことになっており、その審査基準も部科校の裁量に任されていますので、有期雇用非常勤講師の更新基準と同様、無期雇用非常勤講師の審査が適切に運用されるよう、組合支部で注視していく必要があります。

以上

---

日本大学教職員組合の活動などは以下のホームページでご覧いただけます。また、ご意見、ご加入に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

日本大学教職員組合ホームページ <a href="https://union-nihon.sakura.ne.jp">https://union-nihon.sakura.ne.jp</a>	Eメール <a href="mailto:nichidai.kumiai@gmail.com">nichidai.kumiai@gmail.com</a>
	